教人第１０１７号

令和３年4月22日

私学課長　様

人権教育企画課長

教職員研修用資料「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について　～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして」（第３版）について（送付）

　日ごろから、大阪府の人権教育行政にご理解、ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、大阪府教育庁では、教職員研修用資料「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について　～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして」を改訂いたしました。

つきましては、参考までに送付させていただきますので、教職員研修等でご活用ください。

なお、本研修資料は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について取り扱っていますが、いわゆる「障害者差別解消法」では、合理的配慮の提供は、行政機関等は法的義務がありますが、事業者は努力義務があるとされています。

しかしながら、大阪府においては、令和３年４月に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が改正され、行政機関等に加え、事業者に対しても合理的配慮の提供が法的義務となりました。これに伴い、私立学校においても合理的配慮の提供が義務づけられることとなりましたのでご留意ください。

〈問い合わせ先〉

大阪府教育庁 人権教育企画課

人権教育グループ　中島・荒川

TEL 06-6944-6911（直通）